

点呼支援システム拡張運用

対面点呼に代わる ～遠隔点呼が実施できるようになります～

令和4年4月1日から申請スタート

遠隔点呼システム

点呼場 確認カメラ



体温 + 顔認証



免許証確認



アルコール検査



WEB面談



静脈認証 + 点呼項目確認

■特長

1. 要件を満たした機器によるシステム構築
2. 顔認証による乗務員本人確認(なりすまし防止)
3. 体温(測温)による客観的体調確認
4. 免許証リーダーによる免許証保持と有効期限の確認
5. アルコール検知器による呼気の測定と記録
6. 監視カメラによる点呼場の確認
7. WEB会議システムによる面談(体調の確認等)
8. 点呼支援システムによる電子点呼記録及び必要事項の確認
9. 静脈認証による点呼者本人確認

点呼支援システム(遠隔点呼Ver)

乗務員台帳

車両マスター

※画面は開発中のものにつき、実際の仕様とは異なる場合があります。

- 運行管理
- 給与計算
- 財務会計
- 未収管理
- 事故管理

Windows® 10対応版

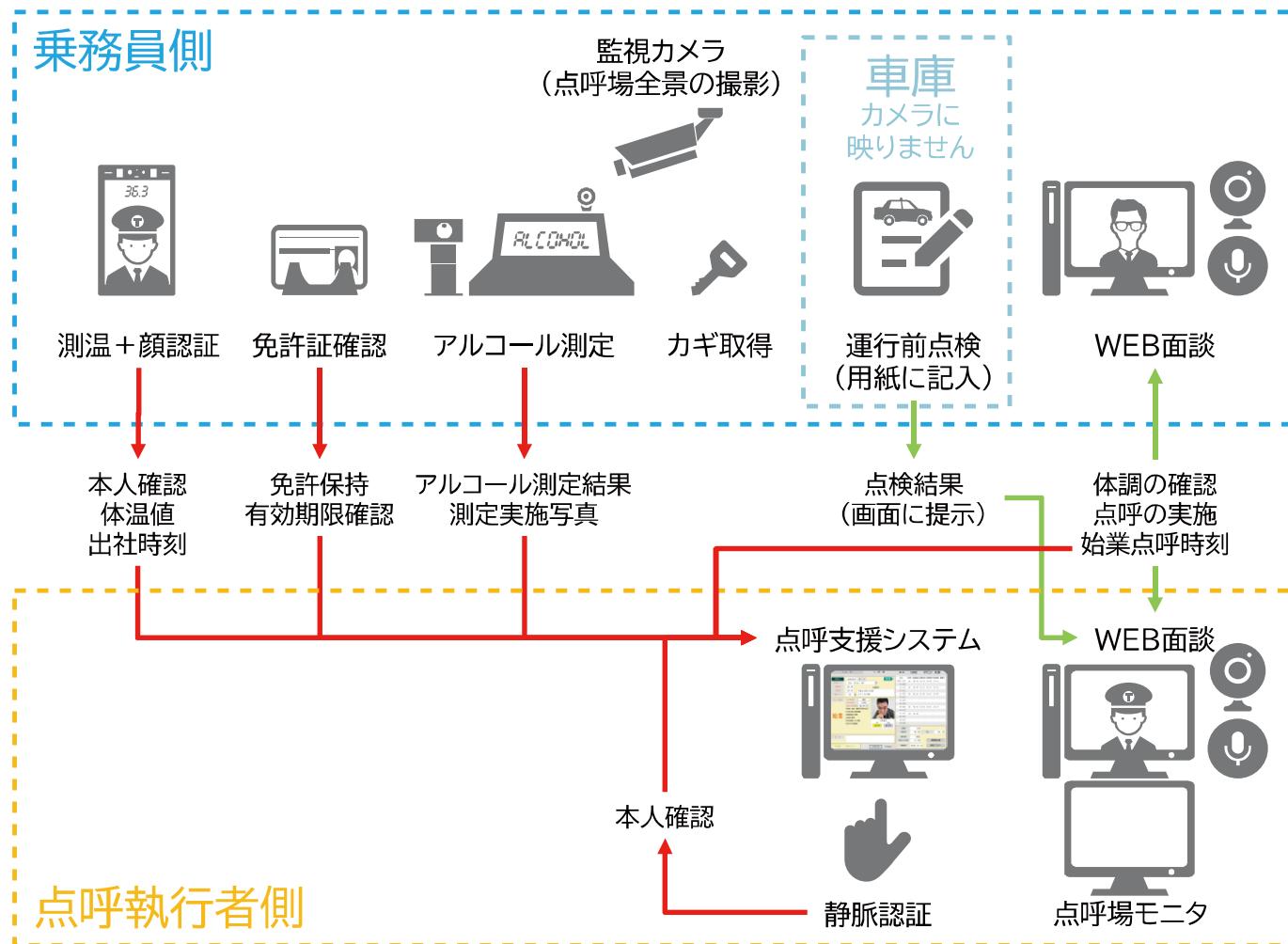
タクコン

タクシー総合管理システム

点呼支援システム拡張運用

●遠隔点呼システム 運用イメージ

以前より事業者様より強く要望のあった「遠隔点呼」が、ついに令和4年4月より申請受付/7月より実施可能となります。弊社では「タクシー総合管理システム タクコン 点呼支援システム」を、遠隔点呼システムの要件を追加しブラッシュアップ致しました。また、使用機器の機能要件や運用環境も厳密に指定されておりますので、それらも加味したトータルでのコーディネートを提案致します。



●遠隔点呼の実施には、運輸支局長等への申請が必要です

遠隔点呼を実施しようとする事業者様は、開始予定期間に応じた提出期限までに、遠隔点呼実施営業所等及び被遠隔点呼実施営業所等を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長(以下「管轄運輸支局長等」)に、別紙1の申請書及び別紙5を含む添付書類を提出し、承認を受ける必要があります。

※遠隔点呼実施営業所等・被遠隔点呼実施営業所等を管轄する運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所

(以下「運輸支局等」)すべてに提出が必要です。

※承認にあたって、運輸支局等による現地確認等を行うことがあります